

岩手県告示第 141 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、河川区域として次のとおり指定する。

平成 19 年 2 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 河川の名称及び平面図

| 1 級河川・2 級河川の別 | 水系名 | 河川名 | 平面図        |
|---------------|-----|-----|------------|
| 2 級河川         | 盛川  | 鷹生川 | 別紙図面のとおりに。 |

2 指定する区域 別紙図面に茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する区域を除いた区域

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部河川課、大船渡地方振興局土木部及び同部鷹生ダム建設事務所に備えておいて縦覧に供する。